

かわしんインターネット支店取引規定

本規定は、お客さまと豊川信用金庫（以下「当金庫」といいます。）インターネット支店（以下「当店」といいます。）との間で、「1.（取引の範囲）」に規定する取引を行う場合の取扱を定めたものです。

1.（取引の範囲）

お客さまは、本規定に基づき、次の各号に定める取引等をご利用いただけます。

- ① 普通預金（総合口座の取扱いはできません）
- ② 定期預金
- ③ その他当金庫所定の取引

2.（利用資格）

本店と取引を行うことができるお客さまは、次の各号に定める条件をすべて満たし、かつ当金庫が適当と認めた方に限ります。

- ① 日本国籍を有する18歳以上の個人の方
- ② マイナンバーカードをお持ちの方で、マイナンバーカードに記載されている住所と現在の住所が一致すること
- ③ 開設した口座を事業用に使用しないこと
- ④ 日本国内に居住し、税法上の居住地国（納税地国）が日本であること
- ⑤ 外国政府等において重要な公的地位にある方（あった方）、またはその家族のいずれにも該当しないこと
- ⑥ 成年後見制度を利用されていない方、または利用の対象でない方
- ⑦ 当金庫の各種利用規定等に同意していただける方

3.（取引の開始）

- (1) 本店との取引は、預金申込人が本規定および各種預金規定ならびに各取引規定等を承認し、普通預金口座開設、ICキャッシュカード（以下、「カード」といいます。）の発行およびしんきん個人インターネットバンキングサービス（以下、「個人IB」といいます。）の契約を行ったうえ、当金庫が所定の手続きを完了した場合に開始されるものとします。
- (2) 普通預金口座開設は、アプリを利用したウェブによる申込みとします。なお、カードについては、代理人カードを発行しません。
- (3) 普通預金口座開設以外の取引は、上記（1）の所定の手続きを完了した後に開始します。
- (4) 本店で提供する商品、適用する金利・手数料等は、本店以外の当金庫本支店と異なる場合があります。
- (5) 普通預金については、0円で開設します。

- (6) 当店における普通預金口座の開設は、お客さまお1人につき1口座とします。また、口座開設にあたっての本人確認は、当金庫所定の手続きによります。
- (7) 当店以外の当金庫本支店から、取引店の変更をすることにより本店と取引を開始することはできません。
- (8) 口座開設のお断りや承認の取消を行った場合でも、口座開設申込時にいただいたデータや書類等につきましては、お客さまに返還いたしません。この場合、当金庫において、個人情報保護宣言に基づき、データの消去や書類等の廃棄を行います。

4. (通帳および証書)

本店では、通帳および証書は発行しません。

5. (本人確認)

- (1) 本店との取引開始にあたっては、犯罪による収益の移転防止に関する法律および関係法令(以下、「犯収法等」といいます。)で定める方法により取引時確認(本人確認)を行うものとします。また、取引時確認が行えないときは、取引の開始をお断りするものとします。
- (2) 口座開設後、犯収法等所定の取引時確認が必要な場合、その他当金庫が必要と認めた場合は、当金庫所定の必要書類の提出を求めることがあります。これらの必要書類の提出がない場合(当金庫所定の期日までに当金庫に連絡がない場合、届出の住所に送付した通知が未着として当金庫に返戻された場合、および届出の電話番号等への連絡がとれない場合を含みます。)、当金庫は取引の全部を停止し、または口座を解約することがあります。これにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。

6. (本店との取引方法)

- (1) お客さまは本規定に基づき、次の方法で取引を行うことができます。
 - ① インターネット回線に接続したパーソナルコンピューターおよびスマートフォン等の情報端末を使用した、個人IBで可能な取引(ただし、携帯電話等、情報端末の機種により取扱いできない場合があります)。
 - ② 当金庫および当金庫と提携している金融機関等の現金自動預金支払機(以下、「ATM」といいます。)による取引。なお、当金庫本支店の窓口での取引は原則としてできません。
- (2) 各取引方法において、本店で取扱う商品・業務等は別途定めるものとし、各取引にかかる規定に従って取扱われるものとします。

7. (取引明細・残高証明書等)

- (1) 取引残高または入出金明細については、「個人IB」画面に表示しますので、取引の都度または一定期間毎に確認してください。
- (2) 残高証明書を必要とされる場合は、所定の方法による手続きが必要ですので本店にお申し出ください。なお、残高証明書の発行にあたっては、当金庫所定の手数料が必要になります。

- (3) お届けの住所に郵送した残高証明書が返戻された場合は、当金庫は保管責任を負いません。延着または到着しなかった場合等で当金庫の責めに帰すことができない事由により紛争が生じてても、当金庫は責任を負いません。

8. (現金の預入れ・払戻し等)

お客さまは、A T Mにより現金の預入れ、払戻し等を行うことができます。これらの取引にあたっては、次の事項にご注意ください。

- ① 当金庫本支店の窓口での現金の預入れ、払戻しは、原則として行うことはできません。
- ② A T Mによる払戻し金額は、当金庫所定の限度額以内、かつ、預金名義本人が設定された限度額以内とします。

9. (証券類の取扱い)

- (1) 当店は、手形、当座小切手等の発行はしません。
- (2) 当店の預金口座では、手形、小切手、配当金領収書等その他の証券類の受入れはできません。

10. (マル優の取扱い)

当店では、少額貯蓄非課税制度（マル優）の取扱いはできません。

11. (外国為替取引の取扱い)

- (1) 当店では、外国為替取引（仕向外国送金、被仕向外国送金を含みます。）の取扱いはできません。
- (2) 被仕向外国送金があった場合は、預金口座へは入金せず、仕向銀行に返却します。

12. (定期預金の取扱い)

- (1) 当店で預入れ可能な定期預金は、当店所定の定期預金とします。
- (2) 預入れおよび解約等は、当店所定の方法により行うものとします。
- (3) 満期日前に解約する場合は、原則として、当金庫所定の方法により受け付けいたします。その場合、当金庫所定の中途解約利率を適用いたします。
- (4) 定期預金の払戻し元利金は、当店のご本人名義の普通預金へ入金いたします。
- (5) 元金の一部を解約することはできません。

13. (諸手数料)

- (1) カード再発行手数料、残高証明書発行手数料、その他の諸手数料については、当店の普通預金口座から払戻請求書等の提出なしに引落します。
- (2) 当金庫が諸手数料を改定または新設する場合には、原則として、改定後の内容または新設内容を当金庫ホームページに掲載することにより告知します。

14. (取引・サービス等の変更)

当金庫の都合により、当店で取扱う取引の種類、サービス、金利、手数料等の内容を変更することがあります。その場合は当金庫ホームページに掲載することにより告知します。

15. (届出事項の変更等)

- (1) 住所、氏名、電話番号、メールアドレス、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当店所定の方法により届出てください。変更の届出は、当店の変更処理が終了し、手続き完了についてお客さまに連絡した後に有効となります。この変更処理の前に変更が行われなかったことにより生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
- (2) 当店以外の当金庫本支店にお取引があるお客さまは、別途、当金庫本支店窓口での手続きが必要となる場合があります。
- (3) 届出の住所、氏名あてに通知または送付した書類が未着として当金庫に返戻された場合、当金庫は以降、書類の通知または送付を中止し、全部または一部の取引を制限することができるものとします。また、返戻された送付書類について当金庫は保管責任を負いません。
- (4) 取扱店を当店以外の当金庫本支店に変更することはできません。

16. (喪失の届出)

- (1) カード等を紛失した場合は、直ちに当店へ通知するとともに、当金庫所定の手続きを行ってください。
- (2) 暗証番号等を漏洩、失念等した場合は、直ちに当店へ通知するとともに、当金庫所定の手続きを行ってください。
- (3) 前2項の通知以前に、通知を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

17. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、当店との取引の解約手続きが必要となりますので、直ちに届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合も前項と同様とします。
- (3) 前各項の届出前に、当金庫が過失なくお客さまの行為能力に制限がないと判断して応じたお取引については、お客さまおよびその補助人・保佐人・成年後見人もしくはそれらの承継人は取消を主張できないものとし、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

18. (通知および告知方法)

当店からお客さまへの各種通知および告知は、当金庫ホームページへの掲載、電子メールの送信、または届出の住所への送付その他の方法により行います。当社が届出のあった電子メールア

ドレスまたは住所に各種通知および告知を行った場合は、通信事情などの理由により延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

19. (取引の制限等)

当店の普通預金について、口座開設日より1か月を超えて初回入金がない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

20. (解約)

- (1) 当店の普通預金、その他の取引を解約する場合には、当店の申出のうえ、所定の手続きを行ってください。なお、当店における普通預金口座を解約された場合、当店とのすべての取引は解約されたものとみなします。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、またはお客さまに通知することにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出の住所、氏名にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② 預金口座がお客さまの事業性資金の管理目的で利用された場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑤ 取引時に虚偽の申告をした場合
 - ⑥ 上記①から⑤までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合
- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はお客さまに事前に通知することなく、当店との取引を直ちに停止または解約することができるものとします。
 - ① 本規定その他当金庫が定める各規定に違反したとき
 - ② 取引に関する諸手数料の支払いがなかったとき
 - ③ お客さまの責に帰すべき事由によって、お客さまの所在が不明になったとき
 - ④ 支払いの停止または破産もしくは民事再生手続きの申立てなどがあったとき
 - ⑤ 成年後見制度利用者となったとき
 - ⑥ 上記①から⑤のほか、解約を必要とする相当な事由が生じたとき
- (4) 普通預金口座開設日より、1年を超えて初回入金等がない場合は、口座開設の申込みがなかったものとして、この預金口座を解約させていただく場合があります。この場合、届出の住所・氏名あてに通知しますが、通知が延着し、または到着しなかった場合でも、通常到達すべきときに到着したものとみなします。

(5) 本店において定期預金の預入れがないお客さまの普通預金について、最終の預入れまたは払戻しから10年間利息決算以外の預入れまたは払戻しがない場合には、当金庫はこの普通預金取引を停止し、またはお客さまに通知することによりこの普通預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

なお、普通預金残高が10,000円未満の場合、当金庫はお客さまへの通知を省略できるものとします。

(6) 普通預金口座の解約によりお客さまへの返還金等がある場合は、お客さまが指定するお客さま名義の金融機関の口座へ振込むものとします。なお、お客さまが指定する金融機関が当金庫以外の場合は、当金庫所定の振込手数料を差し引いたうえで振込むものとします。また、お客さまに対する未収利息、未収手数料等がある場合は、それらを支払いいただいた後に手続きをいたします。

(7) 20.(解約)第1項から第6項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、本店に申し出てください。この場合、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

21.(取引内容の記録)

(1) 本店は本取引によるお客さまとの会話内容を録音により記録し、相当期間保存します。

(2) 本店とお客さまの取引上の記録は、前項のほか、書面、電磁的記録等で行い、所定の手続きにより作成された記録は、これを正当なものとして取扱います。

22.(免責事項等)

次の事由により本店のサービスの取扱いに遅延、不能、漏えい等があっても、これによって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

- ① 災害・事変もしくは経済情勢の著しい変動等、当金庫の責めに帰すことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があった場合
- ② 当金庫および金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等の障害が生じた場合
- ③ 当金庫および金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず、公衆回線等の通信経路において盗聴等がなされたことによりお客さま情報が漏えいした場合
- ④ 通信回線等の障害により本店のサービスが利用できなかった場合
- ⑤ 当金庫が定める方法による本人確認を、相当の機械的方法または相当の注意をもって行い、相違ないものと認めて取扱いを行ったにもかかわらず、それらの書類等につき偽造、変造、その他の事故等があった場合
- ⑥ 当金庫所定の方法により本人確認を行ったにもかかわらず、他人のなりすまし、その他の事故等があった場合
- ⑦ お客さまが各種届出事項の変更を怠った場合

23. (規定の準用)

- (1) 本店との取引において、本規定に定めのない事項については、当金庫が定めた各種預金規定および各取引規定等により取扱います。
- (2) 本規定と他の規定の定めが異なる場合は、本規定が優先します。
- (3) 当金庫が定めた各規定等は、当金庫ホームページへの掲示により告知します。

以上

(2025年7月1日現在)